

別添

宮城県警察広告事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察が行う広告事業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 広告媒体

宮城県警察の管理に係る施設（以下「施設」という。）、宮城県警察インターネットホームページ（以下「ホームページ」という。）並びに宮城県警察勤務管理システム（以下「勤務管理システム」という。）及び勤務管理システムから出力される書類であつて、広告事業に活用するものをいう。

(2) 広告事業

広告媒体に民間企業等の広告物を掲出することにより収入を得る事業をいう。

3 事務の所掌

広告事業の事務は、広告媒体が施設の場合は総務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）が、広告媒体がホームページの場合は総務部広報相談課長（以下「広報相談課長」という。）が、広報媒体が勤務管理システム及び勤務管理システムから出力される書類の場合は警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が所掌する。

4 広告事業における公共性等への配慮

広告事業の実施に当たっては、当該広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、その公共性に鑑み、社会的な信頼及び公平性を損なうことのないよう配慮するものとする。

5 広告募集要項の作成

広告事業を実施しようとするときは、当該広告事業の募集要項を作成するものとし、その募集要項に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 広告媒体の名称及び概要

(2) 募集する広告の概要（規格、数量、掲出等の期間、広告掲出料等）

(3) 広告主（広告を掲出する者をいう。以下同じ。）又は広告物の内容、デザイン等に関する条件

(4) 広告の申込方法、申込期限及び決定に関する事項

(5) 担当者の所属及び連絡先

(6) 財産の交換、譲与等に関する条例（昭和39年宮城県条例第19号）等の法令に基づく手続が必要な場合は、その内容

(7) その他広告の募集に関し必要な事項

6 広告の募集

(1) 募集時期

広告の募集時期は、広告媒体ごとに定めるものとする。

(2) 募集方法

広告の募集方法は、公募により行うものとし、ホームページ、県政だより等により直接募集するほか、広告代理店等を通じて募集することができるものとする。

7 広告掲出申込書の受理

装備施設課長、広報相談課長及び警務課長は、所掌する広告媒体に対する広告の申込希望者から、別に定める広告掲出申込書を受理するものとする。

8 広告審査会

(1) 設置

警察本部に宮城県警察施設広告事業審査会（以下「施設広告審査会」という。）、宮城県警察ホームページ広告事業審査会（以下「ホームページ広告審査会」という。）及び宮城県警察勤務管理システム広告事業審査会（以下「勤務管理システム広告審査会」という。）を設置する。

(2) 任務

施設広告審査会、ホームページ広告審査会及び勤務管理システム広告審査会（以下これらを「広告審査会」と総称する。）は、広告基準（別表）に従い、広告主及び広告物の内容等を審査することを任務とする。

(3) 広告審査会の構成

広告審査会は、委員長及び委員をもって構成し、次の広告審査会の区分に従いそれぞれ次に掲げる者をもって充てる。

ア 施設広告審査会

(ア) 委員長

装備施設課長

(イ) 委員

総務部総務課管理官、総務部装備施設課施設調査官、総務部装備施設課課長補佐（管財担当）及び募集する施設を管理する所属の管理官、次長、副隊長、副所長、副校長又は副署長

イ ホームページ広告審査会

(ア) 委員長

広報相談課長

(イ) 委員

総務部総務課管理官、総務部広報相談課次長及び総務部広報相談課課長補佐（広報担当）

ウ 勤務管理システム広告審査会

(ア) 委員長

警務課長

(イ) 委員

警務部警務課管理官、警務部警務課給与調査官及び警務部警務課課長補佐

(給与担当)

エ 広告審査会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

オ 委員長は、必要があると認めるときは、広告審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(4) 庶務

広告審査会の庶務は、施設広告審査会にあつては総務部装備施設課において、ホームページ広告審査会にあつては総務部広報相談課において、勤務管理システム広告審査会にあつては警務部警務課において処理する。

9 広告主等の決定

広告主及び広告物の決定は、広告主の企業情報及び法令遵守の状況並びに広告審査会の結果を考慮するものとする。

10 申込者への通知

広告の可否を決定したときは、その結果、広告物の内容、条件等について、当該申込者に通知するものとする。

11 契約の締結

広告事業を実施するときは、広告主と広告事業の仕様、条件等を記載した契約書を取り交わすものとする。ただし、広告掲出料が少額であつて、かつ、広告事業の履行に差し支えがないと認める場合には、契約書の作成を省略し、広告事業の仕様、条件等を記載した承諾書又は請書の提出に代えることができる。

12 その他

この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表

広告基準

1 規制する業種又は事業者

次の業種又は事業者の広告を行わないこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種
- (2) 消費者金融・高利貸しに係る業種
- (3) ギャンブルに係る業種
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続中の事業者
- (5) 県の指名停止措置を受けている事業者
- (6) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- (7) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- (8) その他実施しようとする広告事業には不適切と認められる業種又は事業者

2 規制する広告の内容

次の広告を行わないこと。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となり、又はなるおそれのあるもの
- (4) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの
(例) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現、残酷な描写やわいせつなイメージを与えるもの等
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 不当な比較広告、誹謗・中傷等
- (7) 消費者トラブル未然防止の観点から不適切と認められるもの
(例) 広告の趣旨が不明確なもの、責任の所在が不明確なもの、誇大な表現や消費者に誤認されるおそれのある表現のもの等
- (8) 著しく射幸心をあおるもの
- (9) 意見広告
- (10) 宮城県警察が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (11) その他実施しようとする広告事業には不適切と認められるもの